

## **第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針**

### **1. 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成**

国民が健康で豊かな人間性を育む上で健全な食生活が重要であり、このことは子どもだけでなくあらゆる世代においても等しく当てはまることである。

しかしながら、近年、栄養の偏りや食習慣の乱れが目立つようになり、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身等の問題を引き起こしている。これらの多くは、生活習慣に起因しているが、その中でも食に関する様々な情報の氾濫や料理をする機会の減少等とあいまって、健全な食生活の実現に欠かせない食に関する知識や判断力が低下していることが大きな要因の一つであると考えられる。

特に、我が国では、国内外から様々な種類の食材が供給されるとともに、食の外部化等が進展している。そのような中で、国民一人一人が健全な食生活を自ら実践できるだけの食に関する正確な知識や的確な判断力を主体的に身に付ける必要性が従来以上に高まっていると言える。

また、昨今、家族と暮らしている環境下において一人で食事をとるいわゆる「孤食」や家族一緒の食卓で特段の事情もなく別々の料理を食べるいわゆる「個食」が見受けられる。食を通じたコミュニケーションは、食の楽しさを実感させ、人々に精神的な豊かさをもたらすと考えられることから、楽しく食卓を囲む機会を持つように心掛けることも大切である。

健全な食生活に必要な知識や判断力については、年齢や健康状態、さらには生活環境によっても異なる部分があることから、食育の推進に当たっては、より実践的なものとなるよう十分に配慮しつつ、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成を目指して施策を講じるものとする。

### **2. 食に関する感謝の念と理解**

現在、世界中で8億人を超える人々が飢餓や栄養不足で苦しんでいる

一方で、我が国では、日常生活において食料が豊富に存在することを当たり前のように受け止め、食べ残しや食品の廃棄を大量に発生させており、世界に通じる「もったいない」という物を大切に作る精神が薄れがちである。

また、産業構造の変化や人口の都市集中、さらには食の外部化等が進んでいく中で、食料の生産や加工等の場面に直接触れることができる機会が減少し、いわば生産者と消費者との物理的、精神的な距離が拡大してきた。この結果、限られた国土や水資源といった自然の恩恵の上に貴重な食料生産が成り立っていること、食という行為は動植物の命を受け継ぐことであること、そして、食生活は生産者をはじめ多くの人々の苦勞や努力に支えられていることを実感しにくくなっている。

食の大切さに対する国民の意識が薄れている大きな要因として、このような背景があると考えられることから、食育の推進に当たっては、心身の健康に直接関わる知識等を身に付けるだけではなく、様々な体験活動等を通じて自然に国民の食に関する感謝の念や理解が深まっていくよう配慮した施策を講じるものとする。

### 3. 食育推進運動の展開

食育の推進が十分な成果を挙げるためには、国民一人一人が健全な食生活の実践に取り組むことが必要であるが、もとより個人の食生活は、その自由な判断と選択に委ねられるべきものであり、国民が自らの意思で食育に取り組むことが重要であることから、国民が自ら取り組み、国民が主役となった、国民的広がりを持つ運動として食育を推進していくことが必要である。

このため、食育推進運動の展開に当たっては、国民一人一人が食育の意義や必要性等を理解し、これに共感するとともに、国や地方公共団体のみならず関係者が食をめぐる問題意識を共有しつつ、家庭、学校、保育所、地域等社会の様々な分野において、男女共同参画の視点も踏まえ、男性も参加して積極的に食育の推進がなされることが重要であり、このような観点から、国民や民間団体等の自発的意思を尊重するとともに、

地域の特性に配慮し、多様な主体の参加と連携・協力を立脚した国民運動として推進することを目指した施策を講じるものとする。

#### 4. 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割

健全な食生活は健康で豊かな人間性の基礎をなすものであり、特に、子どもの頃に身に付いた食習慣を大人になって改めることは困難であることを考えると、子どもの食育が重要である。このため、家庭での健全な食習慣や学校での農林漁業体験をはじめ様々な機会や場所における適切な食生活の実践や食に関する体験活動の促進、適切な知識の啓発等に積極的に取り組むことによって、子どもの成長に合わせた切れ目のない食育を推進し、運動習慣等を含めた適切な生活習慣を形成させていくことが重要である。

また、大人と異なり子どもの時期は、食に対する考え方を形成する途上にあることから、適切な食育が行われることにより、日々の食生活に必要な知識や判断力を習得し、これを主体的に実践する意欲の向上を図ることはもとより、食を大切にし、これを楽しむ心や広い社会的視野を育てていく上でも大きな効果が期待できる。

しかしながら、朝食の欠食や、「孤食」や「個食」等も見受けられることから、社会全体で働き方の見直しを進めることに加え、父母その他の保護者や教育、保育等に携わる関係者の意識の向上を図り、家庭や教育、保育等の場が果たすべき重要な役割についての自覚を促すとともに、相互の密接な連携の下、子どもが楽しく食について学ぶことができる取組が積極的に推進されるよう施策を講じるものとする。

#### 5. 食に関する体験活動と食育推進活動の実践

食育の第一歩は、国民の食に対する関心と意識を高め、食に関する理解を深めることであるが、「2. 食に関する感謝の念と理解」において述べたように近年の食に対する国民の意識は希薄化している。その背景としては、多くの国民、特に都市生活者にとって、食が日々の買い物や食事の対象にすぎず、いわば最終消費段階でしか接点のないことが挙げられる。

そもそも、農産物は、豊かな土壌を育み、種や苗を植え付け、多くの作業を経て収穫されるものである。自然の恵みであるがゆえに、天候の影響を受け、地域や季節によって生産物や収穫時期が異なってくる。このように食料の生産現場においては、農林漁業者によって気象条件、自然条件に合わせて生産を営む知恵が育まれてきた。しかしながら、実際には、毎日の食生活が食に関わる人々の様々な知恵や活動に支えられていることについて、都市生活者が日々の生活の中で学び実感することは困難である場合が多い。

また、販売形態の変化等により食品購入の現場において消費者への情報提供が行われにくくなってきたこと等によっても、食に関する理解が一層低下してきている。

このため、食育の推進に当たっては、家庭、学校、保育所、地域等社会の様々な分野において、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者等多様な主体により、国民が食の多面的な姿を学ぶ機会が提供され、多くの国民が、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する体験活動に参加するとともに、意欲的に食育の推進のための活動を実践できるよう施策を講じるものとする。

#### 6. 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献

食は、心身の健康の増進に欠かせないものであるが、その一方で地域における伝統や気候風土と深く結びつくことによって、地域の個性とも言えるべき多彩な食文化や食生活を生み出す源であり、我が国の文化の発展にも寄与してきた。このように食をめぐる問題は、健全な食生活の実践という域にとどまらず、人々の精神的な豊かさや生き生きとした暮らしと密接な関係を有しており、先人によって培われてきた多様な食文化を後世に伝えつつ、時代に応じた優れた食文化や豊かな味覚を育んでいくことが重要である。

また、食料の生産が自然の恩恵の上に成り立っているものである以上、

自然を犠牲にした食料生産に限界があることは明らかであり、自然との共生が求められる。単に量的拡大のみを追い求めることなく、環境への負荷の低減や持続可能な農林漁業への配慮が必要である。

このため、食育の推進に当たっては、伝統ある優れた食文化や地域の特性を生かした食生活の継承・発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費等が図られるよう十分に配慮しつつ施策を講じるものとする。

一方、世界的な人口の増加、水資源の枯渇等、安定的な食料供給への不安要因が拡大していることを考えると、我が国の食料自給率の向上を図っていくことが重要であるが、食の欧米化等の食生活の大きな変化が一つの要因となって、食料自給率は低下傾向にある。

このため、食育の推進に当たっては、我が国の食料需給の状況に対する国民の十分な理解を促すとともに、都市と農山漁村の共生・対流や生産者と消費者との交流等を進め、消費者と生産者の信頼関係を構築すること等によって食料の主な生産の場である農山漁村の活性化と食料自給率の向上に資するよう施策を講じるものとする。

## 7. 食品の安全性の確保等における食育の役割

食品の安全性が損なわれれば、人々の健康に影響を及ぼし、ときには重大な被害を生じさせるおそれがあるため、食品の安全性の確保は食生活における基本的な問題であり、それゆえに国民の関心も高まっている。

国民が安心して健全な食生活を実践できるようにするためには、まず、食品を提供する立場にある者がその安全性の確保に万全を期すべきことが必要である。食品を消費する立場にある者においても、食品の安全性をはじめとする食に関する知識と理解を深めるよう努め、自ら食を自らの判断で正しく選択していくことが必要である。

このため、食育の推進に当たっては、国際的な連携を図りつつ、食品の安全性やこれを確保するための諸制度等、食に関する幅広い情報を多様な手段で提供するとともに、国や地方公共団体、関係団体や関係事業

者、消費者等との意見交換が積極的に行われるよう施策を講じるものとする。

## **第2 食育の推進の目標に関する事項**

### **1. 目標の考え方**

基本法に基づく取組は、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成、食に関する感謝の念と理解等の基本理念の下に推進されるものである。

このような考え方に則り食育を国民運動として推進するためには、国や地方公共団体をはじめ多くの関係者の理解の下、共通の目標を掲げ、その達成を目指して協力して取り組むことが有効である。また、より効果的で実効性のある施策を展開していく上で、その成果や達成度を客観的な指標により把握できるようにすることが必要である。

このため、基本計画においては、国民運動として食育を推進するにふさわしい定量的な目標値を設定することとし、その達成が図られるよう基本計画に基づく取組を推進するものとする。

ただし、あくまでも食育は、既に述べたような目的や基本理念に則って行われるべきものであり、地域の実態や特性等への配慮がないまま安易に目標値の達成のみを追い求めることのないよう留意する必要がある。

### **2. 食育の推進に当たっての目標値**

#### **(1) 食育に関心を持っている国民の割合の増加**

食育を国民運動として推進し、その成果を挙げるためには、国民一人一人が自ら食育の実践を心掛けることが必要であるが、これにはまずより多くの国民に食育への関心を持ってもらうことが欠かせない。このため、食育に関心を持っている国民の割合の増加を目標とする。具体的には、平成17年度に70%となっている割合（食育に関心がある又はどちらかといえば関心がある者）について、平成22年度までに90%以上とすることを旨とする。

#### **(2) 朝食を欠食する国民の割合の減少**

国民の食生活については、様々な問題が生じているが、その代表的な

ものの一つに朝食の欠食があり、若い世代を中心に年々その割合は増加傾向にある。

このため、朝食を欠食する国民の割合の減少を目標とする。

具体的には、生活習慣の形成途上にある子ども（小学生）については、平成12年度に4%となっている割合（小学校5年生のうちほとんど食べないと回答した者）について、平成22年度までに0%とすることを目指す。

また、成人の中でも特に問題が顕在化している20歳代及び30歳代の男性については、平成15年度にそれぞれ30%、23%となっている割合（調査日において、「菓子・果物などのみ」、「錠剤などのみ」、「何も食べない」に該当した者）について、平成22年度までにいずれも15%以下とすることを目指す。

### (3) 学校給食における地場産物を使用する割合の増加

学校給食に「顔が見える、話ができる」生産者等の地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、子どもが食材を通じて地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、それらの生産等に携わる者の努力や食への感謝の念を育む上で重要であるほか、地産地消を推進する上でも有効な手段である。このため、学校給食において都道府県単位での地場産物を使用する割合の増加を目標とする。具体的には、平成16年度に全国平均で21%となっている割合（食材数ベース）について、平成22年度までに30%以上とすることを目指す。

### (4) 「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合の増加

健全な食生活を実践するためには、国民一人一人が自分にとって必要な食事の量を把握し、その人に適した食事をとることが必要であり、これに当たっては、「食生活指針」を具体的な行動に結びつけるものとして「何を」「どれだけ」食べたらよいかを分かりやすく示した「食事バランスガイド」等を参考にすることが有効である。このため、「食事バランスガイド」、「食生活指針」、「日本人の食事摂取基準」等の食生活上の指針を参考に食生活を送っている国民の割合の増加を目標とする。

具体的には、平成22年度までに60%以上とすることを旨す。

(5)内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している国民の割合の増加

生活習慣病の有病者やその予備軍とされる人々は、内臓脂肪型肥満やこれに伴う高血糖、高血圧又は高脂血を重複的に発症させている傾向がみられる。このような状態は、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）として位置づけられており、生活習慣病を予防するためには、運動習慣の徹底等とともに健全な食生活によりその状態の改善を図ることが必要である。このため、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している国民の割合の増加を目標とする。具体的には、平成22年度までに80%以上とすることを旨す。

(6)食育の推進に関わるボランティアの数の増加

食育を国民運動として推進し、これを国民一人一人の食生活において実践してもらうためには、食生活の改善等のために全国各地で国民の生活に密着した活動を行っているボランティアが果たすべき役割が重要である。このため、食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数の増加を目標とする。具体的には、平成22年度までに現状値の20%以上増加することを旨す。

(7)教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加

食に関する関心や理解の増進を図るためには、農林水産物の生産に関する体験活動の機会を提供することが重要である。このため、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的とし、一連の農作業等の体験の機会を提供する教育ファームの取組が計画的になされている市町村の割合の増加を目標とする。具体的には、平成17年度に42%となっている割合（市町村、学校、農林漁業者等様々な主体が取り組んでいる市町村）を踏まえ、市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合を平成22年度までに60%以上とすることを旨す。

(8)食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加

健全な食生活の実践のためには、食品の安全性に関する情報を受け止め、適正に食品を選択する力を身に付けることが必要であると考えられる。このため、食品の安全な取扱い方や食品の選び方等食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加を目標とする。具体的には、平成22年度までに60%以上とすることを旨とする。

(9) 推進計画を作成・実施している都道府県及び市町村の割合

食育を国民運動として推進していくためには、全国各地においてその取組が進められることが必要であり、基本法においては、都道府県及び市町村（以下「都道府県等」という。）に対し、基本計画を基本として推進計画を作成するよう努めることを求めている。このため、推進計画を作成・実施している都道府県等の割合を平成22年度までに都道府県は100%、市町村は50%以上とすることを旨とする。

### 第3 食育の総合的な促進に関する事項

#### 1. 家庭における食育の推進

##### (1) 現状と今後の方向性

食に関する情報や知識、伝統や文化等については、従来、健全な生活習慣の形成の一環として、地域の中で共有され、世代を超えて受け継がれてきた。しかしながら、ライフスタイルの変化や食の外部化等食をめぐる環境変化の中で、食習慣の乱れ等が生じている。このため、国民一人一人が家庭や地域において自分や子どもの食生活を大切にし、男女共同参画の視点も踏まえつつ健全な食生活を実践できるよう、適切な取組を行うことが必要である。

##### (2) 取り組むべき施策

子どもの父母その他の保護者や子ども自身の食に対する関心と理解を深め、健全な食習慣を確立するため、国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

##### (生活リズムの向上)

朝食をとることや早寝早起きを実践することなど、子どもの基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させるため、全国的な普及啓発活動を行うとともに、地域ぐるみで生活リズムの向上に取り組む活動を推進する。

##### (子どもの肥満予防の推進)

生活習慣病につながるおそれのある肥満を防止するためには、子どもの時期から適切な食生活や運動習慣を身に付ける必要があることにかんがみ、子どもの栄養や運動に関する実態を把握するとともに、栄養と運動の両面からの肥満予防対策を推進する。

##### (望ましい食習慣や知識の習得)

家族が食を楽しみながら望ましい食習慣や知識を習得することができるよう、学校を通じて保護者に対し、食育の重要性や健康美を含めた適切な栄養管理に関する知識等の啓発に努める。また、家庭における食育